

「いいじゃん、あいち旅キャンペーン」利用規約（抜粋・要約）

「いいじゃん、あいち旅キャンペーン」のご利用には、利用規約・個人情報取扱方針に同意いただく必要があります。本書面は「いいじゃん、あいち旅キャンペーン」利用規約から利用条件、遵守事項、禁止事項等を中心に抜粋・要約した書面となります。利用規約の全文は以下の URL からご確認ください。本キャンペーンご利用の際には、必ずご確認ください。

利用規約（全文）・個人情報取扱方針⇒ <https://www.iiijan-aichi.jp/>

●利用条件

1.利用者は、利用規約を遵守することに同意し、次の条件を満たす必要があります。

- (1)本事業が適用される旅行出発日に日本国内に居住していること。
- (2)前項の事実を、運転免許証、個人番号カード等の公的証明書、学生証や会社の身分証明書、又は公共機関等が発送した郵便物の受取記録等を、加盟宿泊施設へのチェックイン時等に提示することで証明できること。
- (3)反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないこと。
- (4)新型コロナウイルス感染症ワクチン接種又は検査結果の確認ができること。

2.本事業の対象商品は、次の条件を満たしている必要があります。

(1) 宿泊商品

- ①愛知県内にある加盟宿泊施設での宿泊を伴うこと。
- ②一人一泊当たりの宿泊代金・旅行代金が次の最低商品代金以上であること。
・平日 5,000 円以上 ・休日 2,000 円以上
※平日・休日の定義は規約全文を参照。

(2) 宿泊を伴う旅行商品

加盟旅行事業者が販売する前項全てを満たす次の契約形態の旅行商品。①募集型企画旅行②受注型企画旅行③手配旅行

(3) 宿泊を伴う旅行商品（交通付）

前項のうち、次の①から⑥までの運送サービスの一部を旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品。①航空機②鉄道③船舶(フェリー等)④貸切バス⑤乗合バス⑥タクシー、ハイヤー
※距離等条件あり

(4) 日帰り旅行商品

加盟旅行事業者が販売する宿泊を伴わない旅行商品のうち、次の①から③までの全てを満たす旅行商品。
ただし、次の①から③までの条件を満たすものであっても、2 地点間の移動のみを主たる目的とするなど、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除きます。

①旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。※夜行バスについては規約全文を参照。

②旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。

③一人一泊当たりの宿泊代金・旅行代金が次の最低商品代金以上であること。
・平日 5,000 円以上 ・休日 2,000 円以上

3.ワクチン接種済（3 回以上）、又は宿泊開始日（日帰り旅行の場合は旅行出発時）において有効な検査結果が陰性である必要があります。

※12 歳未満は、同居の親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

4.国や他自治体が実施する宿泊・旅行（日帰り旅行を含む。）に関する割引・補助金・支援金等が生じるキャンペーン等との併用は、本事業以外のキャンペーン等を適用した後の商品代金が最低商品代金を上回る場合に限り可能とします。

5.旅行当日又は旅行出発前に、ワクチン接種又は検査結果の確認に関する条件にそぐわない等の事由で、取消料やプラン変更代金等が発生した場合、及び宿泊が出来なかった等の事象が発生した場合、協議会及び事務局は取消料等の負担を始めとする一切の責任を負わないものとします。

●支援金の額

1.販売支援金

商品の契約単位ごとに利用者全員の商品単価の総和（商品代金総額）の 40%相当額（1 円未満は切捨）となります。

※次の(1)で定める上限額に利用者数（複数人数での旅行の場合は子供や幼児も 1 人としてカウント可能とします）を乗じた額と比較し、低い金額を販売支援金として適用します。

※商品代金総額を用いず個々の商品単価に 40%相当を乗じて算出することも可能ですが、給付される販売支援金額が相対的に低くなる可能性があります。

(1)販売支援金の上限額

・利用者一人一泊/日当たり 5,000 円

・「宿泊を伴う旅行商品（交通付）」に限り、一人一泊当たり 8,000 円

(2)連泊の制限

「同一施設での連泊」「複数の施設を利用した連泊」「複数の都道府県をまたがる連泊」等を問わず 7 泊目までが対象となります。

(3)その他

複数の都道府県をまたがる旅行の場合、次に該当する旅程部分について販売支援金が給付されないことがあります。

- ・全国旅行支援を停止している都道府県に関わる旅程部分
- ・全国旅行支援を実施していない都道府県に関わる旅程部分
- ・全国旅行支援を終了している都道府県に関わる旅程部分

2.いいじゃんクーポン

加盟宿泊施設での宿泊を伴う利用者に次のとおり配布されます。

- ・チェックイン日が平日の場合：一人一泊当たり 3,000 円分
- ・チェックイン日が休日の場合：一人一泊当たり 1,000 円分

※日帰り旅行商品に対する配布はありません。

※残額は使用時に地域クーポン店で確認してください。

※残額の払い戻しは、一切行いません。

※チェックイン日に宿泊施設で有効化することで利用可能となり、利用期限はチェックイン日の翌日 23 時 59 分まで（チェックインが深夜 0 時を超えた場合は、その日の 23 時 59 分まで）となります。

※チェックイン日とは、宿泊施設毎の宿泊初日の午前 7 時から翌午前 1 時までのことをいいます。

●利用登録

1.利用登録は次の方法をもって行います。

(1) 販売支援金

- ・加盟旅行事業者を通じて予約・購入した場合は、取扱窓口等において利用者が意思表示を行うことや、WEB 上でクーポン券等を適用する等の所定手続きを行うことで、利用登録が完了します。
- ・加盟宿泊施設を通じて予約・購入した場合は、加盟宿泊施設が本事業のシステムに登録することで、利用登録が完了します。な

お、利用者は、加盟宿泊施設から提示される「キャンペーン利用証明書」により支援金額等を確認し、同意する必要があります。

(2) いいじゃんクーポン

利用者が加盟宿泊施設にチェックインする際に、身分証明書、ワクチン接種済証又は陰性の検査結果通知書の提示等と併せて、加盟宿泊施設から提示される「キャンペーン利用証明書」の記載内容を確認し、同意のうえ自署することで、利用登録が完了します。

2.利用者が次の(1)から(3)のいずれかに該当すると事務局が判断した場合は、利用登録及び本事業の利用継続を拒否することがあります。

(1) 登録した利用者情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(2) 本規約に定める禁止事項に違反する場合

(3) 事務局が不適切と判断した者からの申込である場合 等

3.身分証明書の不備や、ワクチン接種又は検査結果の確認状況等によって本事業が適用とならない場合、利用者は加盟宿泊施設又は加盟旅行事業者に適用済みの販売支援金を返還すると共に、配布された「いいじゃんクーポン」の全額（残額ではなく宿泊施設がチャージした全額）を事務局に返還する必要があります。

●遵守事項

1.宿泊施設へのチェックイン時に「キャンペーン利用証明書」及び「キャンペーン参加同意書」の内容を確認した上で、「キャンペーン参加同意書」の所定欄に自署（楷書）して提出してください。

2.旅行事業者を通じて予約・購入した場合は、原則として旅行出発前に旅行事業者と旅行（宿泊）代金の精算を完了させてください。

※Online Travel Agent 等による WEB 販売において予約・購入した場合は現地精算を可能とします。

3.宿泊施設を通じて予約・購入した場合は、チェックイン時に「キャンペーン利用証明書」の金額を確認した後に宿泊代金を精算してください。

※販売支援金を反映した金額で事前精算を行わないこと。

4.キャンペーンサイト掲載内容や Q & A 等を遵守してください。

※旅行日時点のキャンペーンサイト掲載内容が適用されます。

●確認事項

1.「いいじゃんクーポン」の利用状況や残額等は利用者自身が地域クーポン店利用時に都度確認してください。「いいじゃんクーポン」の不所持や提示漏れ、残額誤認等により対象期間内に利用できない

った残金を補填・返金等することはありません。

※本事業のシステム誤作動等が原因である場合に限り、個別に補填することがあります。この際、利用できなかった「いいじゃんクーポン」の原券とレシート等が必要となります。地域クーポン店の読取端末の不具合、ネットワーク回線の不具合等は補填の対象とはなりません。

●禁止事項

1.次の行為を禁止します。

- ・法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- ・公序良俗に反する行為
- ・本事業の運営を妨害する行為
- ・他の利用者、加盟登録施設、第三者または事務局を誹謗中傷する行為
- ・不正な目的を持って本事業を利用する行為
- ・他の利用者に成りすます行為
- ・本事業の加盟登録事業者と共謀、若しくは脅迫し、不当に支援金を受給、又は受給を企てる行為
- ・「いいじゃんクーポン」を旅行に同行しない第三者に譲渡する行為
- ・その他、事務局が不適切と判断する行為 等

2.利用者が利用規約の違反行為、その他本事業における不適切な行為に起因して、事務局又は加盟登録事業者に直接的又は間接的に損害を生じさせた場合、利用者は事務局又は加盟登録施設の請求に従い、これを賠償しなければなりません。

●本事業の停止・中断

1.次のいずれかの事由があると判断した場合、事務局は利用者への事前通知をすることなく、本事業の全部又は一部の提供を停止、又は中断することがあります。

- ・天変地異、暴動、騒乱、地震、落雷、火災、停電又は天災などの不可抗力により、本事業の実施が困難となった場合
- ・コンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合
- ・通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等によりシステムに支障が生じた場合
- ・協議会及び事務局が本サービスの提供が困難と判断した場合
- ・支援金額が支援額の上限に達した場合

※販売支援金額が上限に達した加盟旅行事業者においては、「販売支援金」が給付されない場合があります。「販売支援金」が給付されない場合、「いいじゃんクーポン」も配布されません。

※「いいじゃんクーポン」の支援金額が上限に達した場合、販売支援金が給付される場合であっても「いいじゃんクーポン」が配布停止となることがあります。

・愛知県において、国によるまん延防止等重点措置の適用又は緊急事態宣言の発令がなされた場合

・その他、協議会及び事務局が本事業の実施が困難と判断した場合

2.愛知県を除くいずれかの都道府県が全国旅行支援を停止した場合、当該都道府県の該当地域に居住する利用者には、本事業の利用を停止することがあります。

3.本事業の停止・中断により生じる取消料について、協議会及び事務局が補填することはありません。

●本規約の変更

事務局は、キャンペーンサイトへの掲示又は事務局が定める方法により利用規約を変更することがあります。利用者は、掲示後の本事業の利用には変更後の利用規約が適用されます。

●その他

1.本書面は利用規約を抜粋・要約したものととなります。本事業の利用には利用者の責任のもと利用規約全てを理解のうえ同意し、遵守する必要があります。本書面に記載していない内容についても利用者はその遵守や責を免れるものではありません。

2.利用者は、自身の責任で随時本規約の最新の内容を確認するものとし、本規約に同意しない場合には本事業を利用しないものとします。

2022 年 9 月

いいじゃん、あいち旅キャンペーン公式ホームページ

<https://www.iijyan-aichi.jp>

